緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う 保育施設及び学童クラブの対応について

【認可保育所、地域型保育施設】

- ○5 月中に指定の解除が行われた場合、5 月 31 日まで臨時休園を継続し、6 月 1 日から 開所する。
- ○登園自粛要請は、当面継続する。
- ○各園は5月25日(月)から保護者に園児の状態、保護者の勤務予定等の確認を行い、 開所した際の登園状況の把握を行う。
- ○各施設及び保護者へは情報提供を行うとともに、指定の解除が行われた後、対策本部で 対応を決定し、速やかに関係者へ通知する。

【学童クラブ】

- ○学校の再開状況、運営状況に合わせ、育成時間、職員体制を決定する。
- ○登所自粛要請は、当面継続する。
- ○学校給食の提供状況により、給食が実施されない場合は弁当持参の対応とする。
- ○保護者への情報提供については、学校からのお知らせに合わせて行い、指定の解除が行われた後、対策本部で対応を決定し、速やかに関係者へ通知する。